

長崎市公告第 39 号

次のとおり、制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年3月17日

長崎市長 鈴木 史朗

1 入札に付する事項

- (1) 件名 長崎市端島見学施設損害賠償保険
- (2) 履行場所 長崎市高島町端島 端島見学施設
- (3) 業種 「保険業務」
- (4) 概要 長崎市端島見学施設入場者に係る傷害保険及び施設賠償責任保険
- (5) 履行期間 傷害保険 令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで
施設賠償責任保険 令和8年4月1日（水）16時00分から令和9年4月1日（木）16時00分まで
- (6) 契約保証金 要（契約金額の100分の10以上。ただし、長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号）第34条第1号又は第3号に該当する場合は免除）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 長崎市契約規則第2条第1項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しないもの及び同条第2項各号に該当しないと認められるものであること。
- (2) 長崎市物品等競争入札有資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) (2)の名簿に地域区分が市内又は認定市内としての登録がある者であること。
- (4) 公告日現在、1(3)の業種に登録がある者であること。
- (5) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成7年11月7日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年長崎市告示第85号）の規定による指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成16年長崎市告示第305号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成24年長崎市告示第829号）の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立

て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。

- (7) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (8) 本入札に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていないものであること。
- (9) 本業務の履行能力がある者であること。

3 契約条項を示す場所

長崎市契約規則及び契約書については、長崎市文化観光部観光政策課（以下「観光政策課」という。）（長崎市魚の町4番1号 14階）において閲覧することができる。

4 入札の日時及び場所

令和8年3月26日（木）14時00分
長崎市魚の町4番1号 14階 文化観光部長室

5 入札保証金

要（見積る契約金額の100分の3以上。ただし、長崎市契約規則第6条第3項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合は免除）

6 入札参加申請等

- (1) 本入札の参加希望者は、次の書類を提出しなければならない。
制限付一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）
- (2) 申請書に必要事項を記載し、長崎市に使用印鑑として登録している印を押印の上、長崎市文化観光部観光政策課（長崎市魚の町4番1号 14階）へ直接持参すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書等の受付
 - ア 受付期間 令和8年3月17日（火）9時00分から令和8年3月24日（火）12時00分まで（ただし、長崎市の休日を定める条例（平成5年条例第35号）に規定する休日を除く。）
 - イ 受付時間 9時00分から17時00分まで（12時00分から13時00分までを除く。受付期間最終日は、12時00分まで。）
 - ウ 受付場所 長崎市魚の町4番1号 14階
観光政策課

電話番号 095 (829) 1152 (直通)

ファックス番号 095 (829) 1232

(4) その他

- ア 提出書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出書類は無断で他の目的に使用しないものとする。
- ウ 提出書類は返却しないものとする。
- エ 提出書類は公表しないものとする。

7 入札参加資格を有しない入札参加申請者への通知

資格確認の結果、入札参加資格を有しないと認めた者には、否認理由を併記した制限付一般競争入札参加資格確認通知書にて令和8年3月24日（火）までに通知する。

8 仕様書等及び質疑応答

- (1) 仕様書等は、長崎市ホームページの入札・契約情報からダウンロードして取得すること。なお、ダウンロードが困難な場合は、観光政策課の窓口で配付する。この場合は、事前に観光政策課へ電話連絡すること。

(2) 仕様書等の質疑応答

本業務に係る仕様書等の質疑は、本市所定の質問書で行うものとする。

- ア 提出期限 令和8年3月19日（木）12時00分までに持参又はファックスで提出するものとする。
- イ 提出先 長崎市魚の町4番1号 14階
観光政策課
ファックス番号 095 (829) 1232
- ウ 回答期限 令和8年3月23日（月）までにファックスで回答したうえで、同日までに質問回答書を閲覧に供する。
- エ 閲覧期間 回答した日から入札日時まで
- オ 閲覧場所 長崎市魚の町4番1号 14階
観光政策課

9 入札の方法

- (1) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- (2) 入札室に入室できる者は、各社1人までとする。
- (3) 入札は、本市所定の入札書に必要事項を記入し、指定の日時及び場所に本人又は代理人が参加して自ら入札箱に投入しなければならない。
- (4) 入札は、1件につき1人1通に限る。
- (5) 入札者は、他の入札者の代理人となることができない。
- (6) 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。

- (7) 入札開始後、入札会場に到着した者は入札に参加することができない。
- (8) 初回入札において落札者が決定しなかった場合は、開札後、速やかに再度入札を行う。

10 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、当該入札者は再度入札の参加を認めない。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者（入札参加申請後、当該資格を有しなくなった者を含む。）のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (2) 本入札参加申請書又は提出資料において虚偽の記載をした者の入札
- (3) 長崎市契約規則第12条に該当する入札
- (4) 入札金額を訂正した入札
- (5) 入札金額が確認できない入札
- (6) 本市所定の入札書を使用しない入札
- (7) 再度入札する場合において、初回入札に参加しなかった者のした入札

11 入札書の撤回等

入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

12 入札の中止又は延期

- (1) 入札参加者が2者に満たない場合は、本公告に係る入札は行わない。
- (2) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めるときは、入札を中止又は延期する場合がある。

13 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、本件の予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、本市が定めるくじの方式により落札者を決定する。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

14 異議の申立て

入札をした者は、入札後、長崎市契約規則、仕様書その他契約事項等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

15 問い合わせ先

観光政策課 長崎市魚の町4番1号 14階

電話番号 095 (829) 1152 (直通)

ファックス番号 095 (829) 1232